「豊島棚田くらぶ」規約

設立趣意書

豊島における「産業廃棄物不法投棄事件(豊島事件)」の早期解決支援と環境問題の重要性を広く知らせるため1996年に「豊島は私たちの問題ネットワーク(略称「豊島ネット」)が立ち上げられました。

「豊島ネット」は広く関係団体に呼びかけ実行委員会形式で多様な活動を続ける中で、「アースデイかがわ in 豊島」実行委員会事務局を担当してきました。

豊島に関心を持ってくれている人々や関連団体、広く一般に呼びかけ多くの参加者を豊島 へ迎え「豊島で考えよう未来あるくらし」をテーマに開催してきました。

2001 年開催時に「田植え体験」を行ったところ好評で、参加者から今後も継続したらどうかの声が上がり、その後「豊島ネット棚田クラブ」として広く参加者を募り、雑草を刈り田んぼや畑で稲作り、野菜作り体験を続けることとしました。当初は田んぼ1枚、畑1枚でしたがその後耕作放棄地を再生し、田んぼで米栽培、畑で麦・そばなど野菜栽培、一部畑では花卉栽培をし、保全・活用する活動範囲も唐櫃の清水の眼下一帯に大きく広がりました。

豊島事件については、2000年6月に国との公害調停が成立、2003年から本格的な廃棄物処理が始まり、2013年3月に終了したことで「豊島ネット」は解散しましたが、「豊島ネット棚田クラブ」は「豊島棚田くらぶ」として独立し、私たちは豊島の棚田の再生・保全活動を継続していくことを決意しました。

第1章 総 則

(名称)

第1条 この組織を「豊島棚田くらぶ(以下「くらぶ」という)」という。 (事務所)

第2条「くらぶ」は事務所を高松市番町2丁目4-15に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 「くらぶ」は豊島の棚田の保全と活用を目的とし、地域の方々と共に田植え・稲刈り等の農作業体験を行い、棚田の現状の理解と自然に触れる機会を提供し、 作物が作られる過程・労働を体験し食への感謝の気持ちと、自然との共生の重要性を 全員が共有し次世代に伝えるものとする。

(事業)

- 第4条 「くらぶ」は前項の目的を果たすため、次の事業を行う。
 - 1 穀物、野菜、花卉の栽培などを通した農業体験および農業技術の習得
 - 2 地域の方々との交流および農業技術の伝承
 - 3 豊島来訪者との交流および農業体験の機会提供
 - 4 その他前項の目的に沿う事業および前号の事業に付帯する事業

第3章 会 員

(種別)

- 第5条 「くらぶ」の会員は次の2種とする。
 - 1 正会員 「くらぶ」の目的に賛同して入会した個人
 - 2 賛助会員 正会員に準ずる個人又は団体

(入会)

第6条 入会する会員は規約に賛同して活動に参加できる者とする。

(会費)

第7条 会員は総会において別に定める会費を、所定の期日までに納入しなければならない。

第4章 役 員

(種別及び定数)

- 第8条 「くらぶ」に次の役員を置く。
 - (1) 理 事 6人以上15人以下
 - (2) 監事 2人

(選任等)

第9条 役員は総会において正会員の中から選任する。

(代表、副代表)

- 第10条 理事のうち1人を代表、3人を副代表とする。
 - 2 代表および副代表は理事の互選とする。

(職務)

- 第11条 代表は「くらぶ」を代表してその業務を総括する。
 - 2 副代表は代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代行する。
 - 3 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) 財産の状況を監査すること。
- (3) 前号に関して報告あるいは意見を述べる必要があるとき、総会あるいは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第12条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

第5章 総 会

(種別)

第13条 「くらぶ」の総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第14条 総会は正会員をもって構成する。
 - 2 賛助会員は代表の許可を得て傍聴することができる。

(権能)

- 第15条 総会は以下の事項について議決する。
 - (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 会費の額
 - (4) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第16条 通常総会は、毎年1回4月に開催する。
 - 2 臨時総会は理事会が必要と認めたとき、あるいは正会員の3分の1以上から請求があったとき、監事から請求があったときに開催する。

(招集)

- 第17条 総会は前条第2項の監事から請求があったときを除き、代表が招集する。
 - 2 代表は前条第2項の規定により請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、開催の少なくと5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第18条 総会の議長はその総会において、出席した正会員の中から選出する。 (定足数)

- 第19条 総会は正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。 (議決)
- 第 20 条 総会の議事は出席正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決する ところによる。

(事業報告及び決算)

- 第 21 条 「くらぶ」の事業報告書および収支計算書等の決算に関する書類は毎事業年度終 了後、速やかに代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければなら ない。
 - 2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。 (事業年度)

第22条 「くらぶ」の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(議事録)

第23条 総会の議事については議長及び議事録署名人2名以上が署名、押捺した議事録を 作成し、事務所に保管しなければならない。

第6章 理事会

(理事会)

第24条 理事会は理事をもって構成する。

(機能)

- 第25条 理事会はこの規約に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
 - (1) 総会に付議する事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しないくらぶの運営にかんする事項

(開催)

- 第26条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 代表が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の3分の1以上からその目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 監事から請求があったとき。

(招集)

- 第27条 理事会は代表が招集する。
- 2 代表は前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内 に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、書面をもって開催の少なくとも5日前までに通知しなければ ならない。

(議長)

第28条 理事会の議長は代表がこれにあたる。

(議決)

第 29 条 理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第30条 理事会の議事については議長及び議事録署名人2名以上が署名、押捺した議事録 を作成し、事務所に保管しなければならない

第7章 事務局

(事務局の設置等)

第31条 「くらぶ」の事務を処理するために事務局を置く。

第8章 雜 則

(細則)

第32条 この規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長が別に定める 第9章 附 則

- 1この規約は2015年4月1日から施行する。
- 2「豊島棚田くらぶ」の設立を2015年4月1日とする。

運用細則

改正 2017. 4. 1 改正 2022. 1. 9

1 役員

役員を次のとおりとし、役員は担当業務を担うものとします。 役員は担当業務の推進に意を払うものとしますが、メンバー全員がその業務に協力する とともに、日常作業に当たっても相等しく協力するものとします。

- (1) 代表を真鍋宣子(総括)、副代表を芝原祥八郎(企画担当)、<mark>岡本幸晴(地域対応担当)</mark>、奥田澄(会計担当)、監事を渋谷光子、柏 秀樹とします。
 - (2) 上記以外の理事を次のとおりとします。 市村康(環境担当)、奥田俊夫(機材担当)、国宗裕(活性化担当)、松岡雅代(作物提案・広報担当) *50音順
 - 2 7条に定める会費は次に掲げる額とします。 正 会 員:1口 年額 1,000円 1口以上 賛助会員:1口 年額 5,000円 1口以上
 - 3 収穫物の配分
 - (1) 正会員には作業参加日数や会費額に応じ、収穫物を配分します。
 - (2) 賛助会員には会費額に応じ、収穫物を配分します。
 - (3) 会の運営費に充てるため、有料で配分することがあります。
 - 4 参加費

豊島における活動に参加する者(幼児、小中学生を除く)はその都度500円を納付していただきます。ただし少人数で緊急な作業等のため渡海する場合はこの限りとはしません。

以上